



オーナー アピ・マン新聞

- Vol. -

01

株式会社オーナー



大山千枚田(千葉県)

TOPICS
01

ご挨拶

謹啓

今年も厳しい残暑が続いております。コロナと猛暑で息苦しい日々が続きますが、暑さ寒さも彼岸まで、の言葉を信じて、

残りの期間をどうにか乗り切つていただきたいのです。幸いにも、これから季節は夏の体力的ダメージを回復するにうつづけの「食」のシーズン。店頭に並ぶ「新米」「カツオ」「サ

ンマ」の文字を想像するだけでも、ちょっと元気が出ますよね。ぐれぐれも食べ過ぎには気を付つつ、しっかりと体力を取り戻しましょう。

ところで、賃貸経営をするうえでもうひとつ気を付けておきたいのが、不動産市況の動向です。少なくともオリンピック開催時点では大きな変化を感じられませんが、かつては「オリン

ピック後の大暴落」も騒がれただけに油断は禁物です。コロナ対策で民間に流れた国のお金が、今後の経済にどう影響するかもまだまだ未知数。経営も健康も慢心せず、きちんとリスク対策を行なつて参りましょう。

末筆ながら、皆様方のますますのご繁栄とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

謹白

2006年に信託法が改正され、徐々にですが民事信託という制度が浸透してきました。なかでも家族信託は、その使い勝手の良さで注目されています。上記のケースでいえば、お父様が元気なうちに、お父様を委託する信託契約を締結します。(公正証書で締結することをお勧めします) 次は、信託契約に基



TOPICS
02

検討しては?家族信託

オーナー様が高齢になり、そのままの子供世代が実務を行なつていることがあります。ここでは、高齢のオーナー様をお父様、実務を任せているのが息子さん、といったケースで考えてみましょう。

お父様と息子さんの間にしっかりとした意思疎通があるうちは良いのですが、お父様が認知症を患つてしまつたりお亡くなりになつたりすると、問題が出てきます。

認知症になつてしまつた場合は、売却や大規模修繕の契約の当事者になることができませんし、お亡くなりになつた場合、息子さん一人が相続するとは限りません。

づいて、信託の登記と、所有権の移転登記の手続きを行ないます。これで息子さんは、賃貸経営(売却も含む)に関する契約当事者になることができます。家賃等は変わらずお父様の収入です。また、お父様が亡くなつた場合の信託財産の行末も指定することができます。例えば家賃等の受け取りはお母様に、お母様が亡くなつた場合は、息子さんが相続する、といった形です。家族信託の費用は、信託財産の価値にもよりますが、認知症になりました後見人制度を利用した場合に比べると一般的に安価です。将来の不安を払拭するためにも検討してみてはいかがでしょう。